

事務連絡
令和元年7月8日

都道府県介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
老人保健課

消費税引上げに伴う区分支給限度基準額の見直しに関する
介護保険被保険者証の取扱いについて

介護保険制度の運営につきましては、平素より御理解と御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、消費税率10%への引上げに合わせた2019年度介護報酬改定については、平成31年2月13日社会保障審議会介護給付費分科会において、厚生労働大臣から諮問を行い、社会保障審議会の答申をいただいたところであり、この中に、区分支給限度基準額の見直しが含まれています。

つきましては、消費税引上げに伴う区分支給限度額基準額の見直しに関する介護保険被保険者証の対応について、下記のとおりお示しします。管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いいたします。

記

令和元年10月に予定されている消費税率10%への引上げに伴い、区分支給限度基準額の見直しを行うとともに、全被保険者分の介護保険被保険者証の区分支給限度基準額欄を修正する必要があるが、令和元年9月30日以前に交付した介護保険被保険者証については再交付する必要はなく、交付済みの介護保険被保険者証に記載された改定前の区分支給限度基準額を改定後の区分支給限度基準額に読み替えて対応することを原則とする。

なお、令和元年10月以降に交付する介護保険被保険者証については、新たな区分支給限度基準額を記載して交付することとする。

【問合せ先】

（介護保険被保険者証関係）

老健局介護保険計画課企画法令係

TEL：03-5253-1111（代表）（内線2164・2260）

（介護報酬改定・区分支給限度基準額関係）

老健局老人保健課企画法令係

TEL：03-5253-1111（代表）（内線3948・3949）